ショートステイ　遊生の森　利用料金表 【負担割合1割】

当施設の介護サービス費の区分は、『併設型ユニット型（介護予防）短期入所生活介護費（Ⅰ）』です。　　令和8年9月1日～

負担段階 ※1	介護度	基本報酬 単位数	各種加算 単位数 ※2	サービス利用料金 合計額（1日）	滞在費	食費 ※3	滞在費・食費 合計額（1日）	最終合計 金額（1日）	送迎 ※4
第4段階	要支援1	529	18	¥557	¥2,066	¥1,650	¥3,716	¥4,273	184
	要支援2	656	18	¥686	¥2,066	¥1,650	¥3,716	¥4,402	
	要介護1	704	48	¥765	¥2,066	¥1,650	¥3,716	¥4,481	
	要介護2	772	48	¥834	¥2,066	¥1,650	¥3,716	¥4,550	
	要介護3	847	48	¥911	¥2,066	¥1,650	¥3,716	¥4,627	
	要介護4	918	48	¥983	¥2,066	¥1,650	¥3,716	¥4,699	
	要介護5	987	48	¥1,053	¥2,066	¥1,650	¥3,716	¥4,769	
第3段階②	要支援1	529	18	¥557	¥1,470	¥1,360	¥2,830	¥3,387	
	要支援2	656	18	¥686	¥1,470	¥1,360	¥2,830	¥3,516	
	要介護1	704	48	¥765	¥1,470	¥1,360	¥2,830	¥3,595	
	要介護2	772	48	¥834	¥1,470	¥1,360	¥2,830	¥3,664	
	要介護3	847	48	¥911	¥1,470	¥1,360	¥2,830	¥3,741	
	要介護4	918	48	¥983	¥1,470	¥1,360	¥2,830	¥3,813	
	要介護5	987	48	¥1,053	¥1,470	¥1,360	¥2,830	¥3,883	
第3段階①	要支援1	529	18	¥557	¥1,370	¥1,030	¥2,400	¥2,957	
	要支援2	656	18	¥686	¥1,370	¥1,030	¥2,400	¥3,086	
	要介護1	704	48	¥765	¥1,370	¥1,030	¥2,400	¥3,165	
	要介護2	772	48	¥834	¥1,370	¥1,030	¥2,400	¥3,234	
	要介護3	847	48	¥911	¥1,370	¥1,030	¥2,400	¥3,311	
	要介護4	918	48	¥983	¥1,370	¥1,030	¥2,400	¥3,383	
	要介護5	987	48	¥1,053	¥1,370	¥1,030	¥2,400	¥3,453	
第2段階	要支援1	529	18	¥557	¥880	¥600	¥1,480	¥2,037	
	要支援2	656	18	¥686	¥880	¥600	¥1,480	¥2,166	
	要介護1	704	48	¥765	¥880	¥600	¥1,480	¥2,245	
	要介護2	772	48	¥834	¥880	¥600	¥1,480	¥2,314	
	要介護3	847	48	¥911	¥880	¥600	¥1,480	¥2,391	
	要介護4	918	48	¥983	¥880	¥600	¥1,480	¥2,463	
	要介護5	987	48	¥1,053	¥880	¥600	¥1,480	¥2,533	
第1段階	要支援1	529	18	¥557	¥880	¥300	¥1,180	¥1,737	
	要支援2	656	18	¥686	¥880	¥300	¥1,180	¥1,866	
	要介護1	704	48	¥765	¥880	¥300	¥1,180	¥1,945	
	要介護2	772	48	¥834	¥880	¥300	¥1,180	¥2,014	
	要介護3	847	48	¥911	¥880	¥300	¥1,180	¥2,091	
	要介護4	918	48	¥983	¥880	¥300	¥1,180	¥2,163	
	要介護5	987	48	¥1,053	¥880	¥300	¥1,180	¥2,233	

1単位＝10.17円

※1　第4段階 ： 下記第1段階～第3段階以外の方
　　第3段階② ： 世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市区町村民税非課税の方で、預貯金等が一定額以下であり、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が120万円超の方
　　第3段階① ： 世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市区町村民税非課税の方で、預貯金等が一定額以下であり、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万超120万円以下の方
　　第2段階 ： 世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市区町村民税非課税の方で、預貯金等が一定額以下であり、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方
　　第1段階 ： 生活保護を受けている方など

※2　【上表で計上している加算】
　　・夜勤職員配置加算（Ⅱ）：18単位／日　※介護予防は除く　・看護体制加算（Ⅰ）：4単位／日　※介護予防は除く
　　・看護体制加算（Ⅱ）：8単位／日　※介護予防は除く　・サービス提供体制強化加算（Ⅱ）：18単位／日
　　【上表で計上していない加算】
　　・若年性認知症利用者受入加算 ： 120単位／日　※対象者のみ算定する
　　・生産性向上推進体制加算（Ⅱ） ： 10単位／月
　　・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）：（基本部分単位数＋各種加算単位数）×17.6%が別途かかります。
※3　食費1日につき、おやつ代として150円を別途ご負担いただくことをご了承下さい。
　　食費　1,650円／日(朝　410円・昼　620円・夕　620円)
※4　送迎をご利用になる場合は、片道184単位がかかります。
　　（通常の送迎範囲）　新潟市（西蒲区全域）
※5　65歳以上の方で、一定以上の所得のある方は、サービス利用時の負担割合が2割（3割）となります。その場合、
　　表中網掛けの『サービス利用料金合計額（1日）』の金額が2倍（3倍）になります。